

お取引目的や実質的支配者などの確認について

お客様各位

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

昨今国際社会において重要性が高まってきておりますマネーロンダリング対策やお客様情報の更新管理などにつきまして弊金庫として今後継続的に実施させていただくにあたり、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に基づき、新規取引時にはお取引目的や実質的支配者などの確認のため下記表の書類やその他の書類の提出、職業の申告などをお客様にお願いいたします。

また、すでにお取引をいただいているお客様（お取引開始後）につきましても確認のため、今後定期的又は個別随時に同様のお願いをすることがございます。

以上、ご承知おき下さいます様お願いいたします。

確認させていただく事項	お願いする書類など
取引目的	登記事項証明書、定款、決算書や申告書などの商流確認の書類 ※ 法人格を持たない財団・社団の方（町内会、PTA、マンション管理組合など）や任意団体の方（親睦会、旅行会など）は、組織名称、住所等を確認できる規約、約款、会則など
事業の内容	
実質的支配者（注1）の特定資料	法人税申告別表二、定款（決算を迎えてない法人の方） 実質的支配者情報一覧（BOリスト）など（注2）
実質的支配者の本人特定事項 （住所・氏名・生年月日） ※ 代表者、代理人や取引担当者の方の分も確認させていただきます	運転免許証、個人番号（マイナンバー）カードなどの公的書類 ・店頭に来店される方は原本の提出をお願いします。 ・来店できない場合は原本または写し（コピー）の提出をお願いします。 ・基本的に顔写真付きのものをお願いします。 ・外国籍の方の場合は在留カードや特別永住者証明書をお願いします。
職業、外国PEPsの該当有無 （実質的支配者に該当の方）	ヒアリングさせていただきます （勤務先などを確認させていただく場合があります）

（注1） 実質的支配者（詳細は裏面をご覧ください）

株式会社などの多数決法人の場合…直接または間接に25%を超える議決権を有する方など

上記以外の場合…事業収益・事業財産の25%を超える分配・配当を受ける権利を有する方など

（注2） 「合同会社」で「社員が1名の場合」は登記事項証明書で特定・確認させていただくことができます。

令和5年1月

しずおか焼津信用金庫

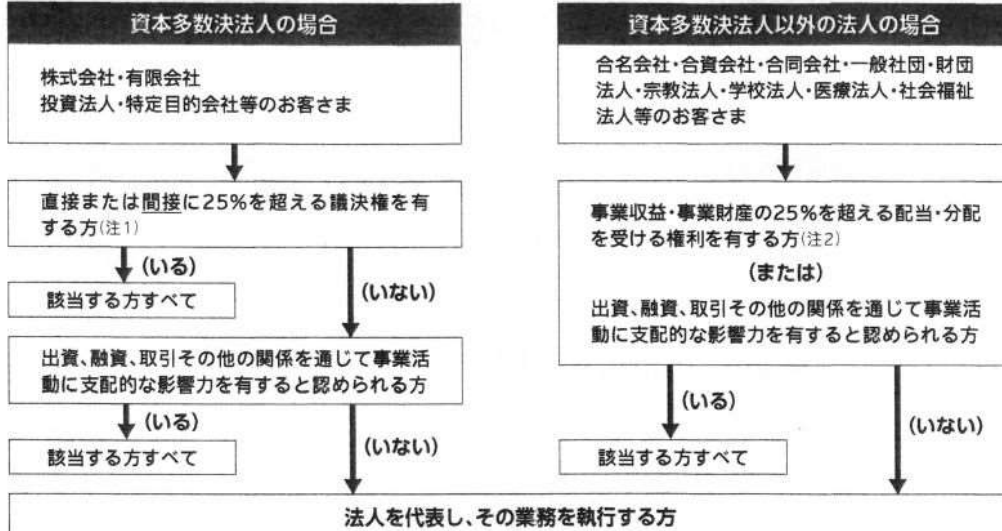
「法人の実質的支配者」や「外国PEPs（外国公民）」の確認方法などについて

1. 法人のお客さまの「実質的支配者」の確認方法について

「実質的支配者」とは

法人の議決権の総数の4分の1(25%)を超える議決権を直接または間接に有していると認められる個人の方をいいます。(国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。)

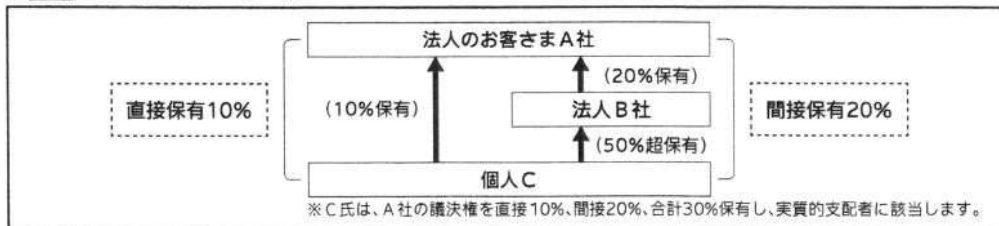
< 実質的支配者確認フロー >



(注1)50%を超える議決権を直接または間接に保有する個人の方がいる場合は、その方のみが実質的支配者に該当します。

(注2)50%を超える配当等を受ける権利を有する個人の方がいる場合は、その方、および、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方が実質的支配者に該当します。

< 間接に議決権を有する方の例 >



※ C氏は、A社の議決権を直接10%、間接20%、合計30%保有し、実質的支配者に該当します。

※ 以下に該当する者又はその子会社（会社法上の子会社）は、実質的支配者の判断において個人（自然人）と見なされます。

国、独立行政法人、国立大学法人	地方公共団体	法人格をもたない社団・財団
上場会社およびその子会社（会社法上の子会社）	国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人	外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
在籍厚生年金基金、国民年金基金 国民年金基金連合会、企業年金基金 勤労者財産形成基金	預貯金契約又は定期積金等のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は定期積金等とするものを締結する被用者	有価証券の売買を行なう外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る）の市場に上場又は登録している会社

※ 上記表に該当するお客様については「実質的支配者の確認」は不要です。

※ 法人格を持たない社団・財団のお客様は、組織名称、住所等を確認できる規約、約款、会則などが必要です。

※ 法人格を持たない社団・財団の例・・・町内会、PTA、管理組合、懇親のための任意団体（旅行会、部活動の父母の会、親睦会、五人会）など

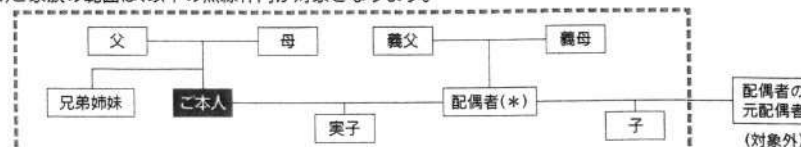
※ 弊庫の取引担当がしかるべき確認をしても、やむを得ない理由により把握できない場合は「法人を代表し、その業務を執行する方」が「実質的支配者」となります。

2. 外国PEPs（外国公民）の確認について

(1)外国政府等において重要な地位を占める方は、以下が対象となります。

- 外国の元首
- 外国において、日本における以下の職に相当する職にある者
 - ・ 内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
 - ・ 衆議院（副）議長、参議院（副）議長
 - ・ 最高裁判所裁判官
 - ・ 特命全權大使、特命全權公使、特派大使、政府代表、全權委員
 - ・ 統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長
- 外国の中央銀行の役員
- 外国の予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(2)ご家族の範囲は、以下の点線枠内が対象となります。



(*)事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。